

平成 27 年 10 月 7 日の第 6 回理事会で報告

熊本大学医学部附属病院熊本県医師修学資金貸与医師
キャリア形成支援ワーキンググループ第 1 回会議にお
ける県説明資料より

○日時 平成 27 年 7 月 21 日（火） 16 時～

○会場 熊本大学医学部附属病院 山崎記念館

【説明項目】

1. 熊本県医師修学資金貸与制度の概要
2. 熊本県医師修学資金貸与医師の配置調整とキャリア形成支援
3. 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議
4. 熊本県医師修学資金貸与医師が勤務する指定病院等
5. 指定病院等の区分と配置ローテーションルール
6. 熊本県医師修学資金貸与医師の配置に関する留意点

熊本県医師修学資金貸与制度の概要

I 制度概要

地域に必要な医療を確保するため、卒業後、県内の医師が不足する地域の病院等において、医師として業務に従事しようとする熊本大学医学部医学科の在学生に対して修学のための資金を貸与する制度。

1 貸与額等

	地域枠	一般枠
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本大学医学部医学科地域枠入学者 (熊本県内の高校出身者が対象。地域枠の選抜は熊本大学が実施。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本大学医学部医学科入学者 (熊本県外出身者も応募可能)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被貸与者 入学後(編入学・転入学を除く)1年以内に被貸与者となった者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被貸与者 ・第2号被貸与者 編入学・転入学後に被貸与者となった者 入学後1年を経過した後に被貸与者となった者
貸与額	<ul style="list-style-type: none"> ① 入学料相当額 282,000円(第1号被貸与者に限る。) ② 授業料相当額 535,800円(年額) ③ 生活費相当額 75,000円(月額) ※6年間の貸与の場合、総額8,896,800円の貸与となります。 	
貸与期間	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1号被貸与者 知事が貸与決定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から卒業する日の属する月まで。 ② 第2号被貸与者 知事が貸与決定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から5年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与を受けるにあたっては、債務の返還に必要な資力を有する、独立の生計を営む2人の連帯保証人が必要。 	

2 修学資金の返還免除の要件等

(1) 返還免除の要件

次の条件を全て満たしたときは、返還債務の全額を免除する。

医師免許	・ 大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得すること。
臨床研修	・ 医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（熊本大学医学部附属病院または県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。
勤務する病院等	・ 勤務する病院等は知事が指定。（条例第2条） ・ 臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）に勤務することが必要。（条例第7条）
返還免除に必要なとされる指定病院等での勤務期間	<p>① 第1号被貸与者 貸与期間の1.5倍に相当する期間 ⇒（例）貸与期間6年間 6年×1.5倍＝9年</p> <p>② 第2号被貸与者 修学資金の貸与期間に3年を加えた期間 ⇒（例）貸与期間5年間 5年＋3年＝8年</p> <p>※1 勤務期間には条例で定める病院での臨床研修期間（2年間）、県内で行う後期研修期間（1年間）を含む。 ※2 指定病院等での勤務については、継続して従事する必要があるが、以下の事例については、継続して勤務に従事したものとみなされる。ただし、当該期間は返還免除の要件となる勤務期間には算入しない。</p> <p>○大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合 ○県内の病院等で2年を超えて後期研修を受ける場合の2年目以降の期間 ○県外の病院等で後期研修を受ける場合</p>

※上記のほか、指定病院等での医師業務（臨床研修及び後期研修を含む。）に起因して死亡し、又は当該業務に起因する傷病のため業務に従事することができなくなったときは、返還債務の全額が免除される。

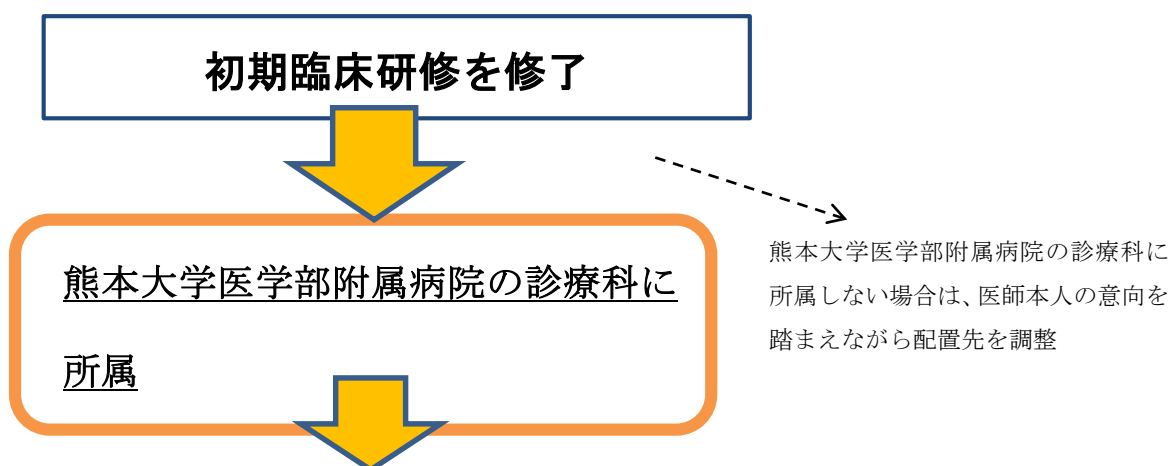
3 医師修学資金貸与の状況
貸与者状況一覧（平成27年7月1日現在）

初期臨床研修	地域枠（人）	一般枠（人）	計
2年目	—	—	—
1年目	—	3	3
在学生	地域枠（人）	一般枠（人）	計
6年生	5	1	6
5年生	4	2	6
4年生	5	2	7
3年生	7	5	12
2年生	3	4	7
1年生	7	—	7
合計	31	17	48

※H27（一般枠）は7月に選考予定



**修学資金貸与医師の配置調整を含めたキャリア
形成支援のためのシステムが必要**
(平成29年度からの配置の調整等が必要)

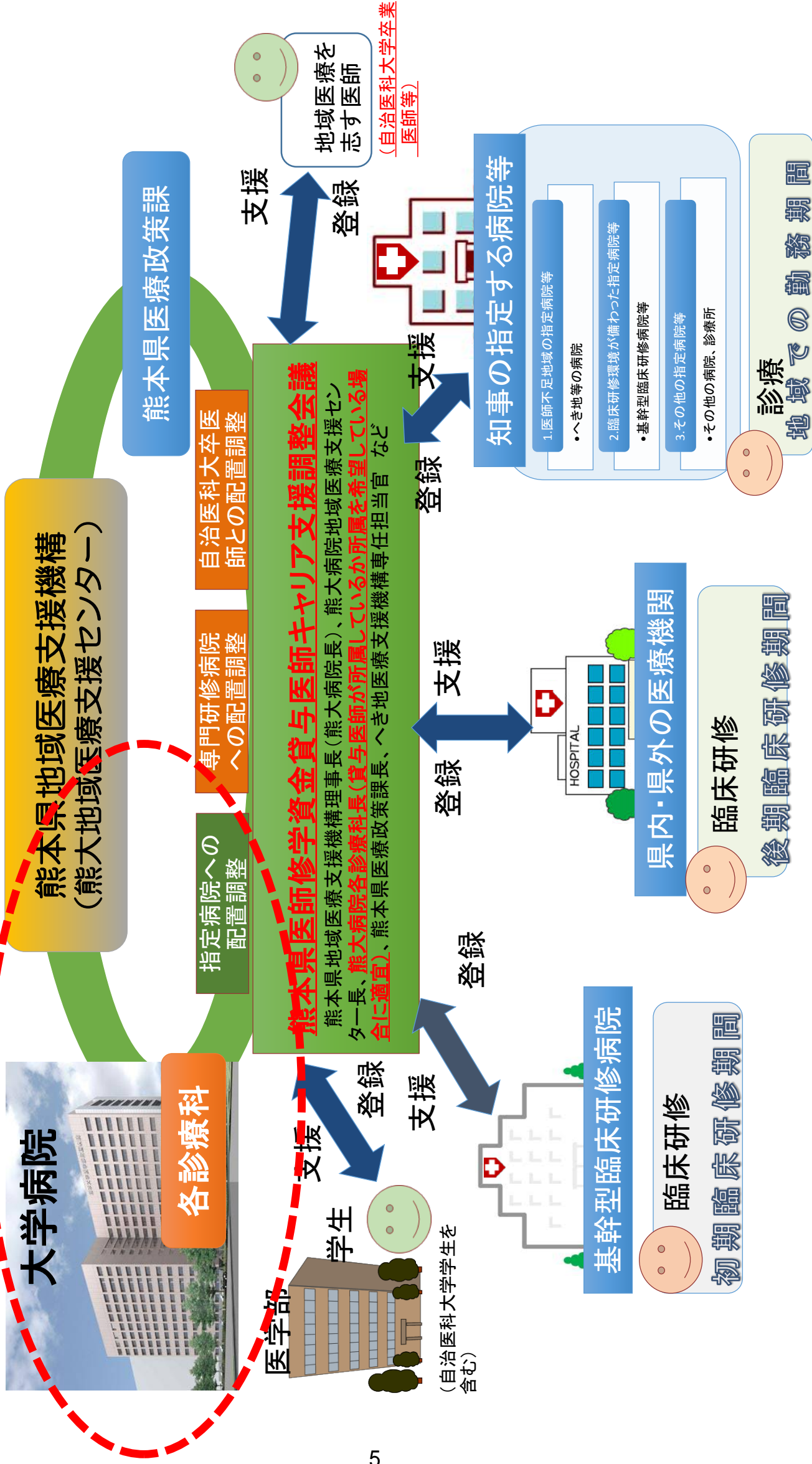


医師本人の意向を踏まえながら各診療科が派遣先を決定



派遣先の調整に当たっては修学資金貸与医師ならではの配慮をお願いします。

熊本県医師修学資金貸与医師の配置調整とキャリア形成支援



熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議（仮称）

《目的》

修学資金貸与医師のキャリアビジョン及び医師不足に悩む県内医療機関の医師派遣の意向を踏まえつつ、熊本大学医学部附属病院の各診療科の医師派遣人事との調整を図りながら、修学資金貸与医師が円滑に義務を履行できるように勤務先を調整する。

《構成メンバー》

熊本県地域医療支援機構理事長（熊本大学医学部附属病院長）、熊本大学医学部附属病院地域医療支援センター長、熊本大学医学部附属病院各診療科長（適宜、貸与医師が所属しているか所属を希望している診療科）、熊本県健康福祉部健康局医療政策課長、熊本県へき地医療支援機構専任担当官

《協議事項》

- ① 修学資金貸与医師のキャリアビジョンを踏まえた勤務先の調整
- ② 貸与医師の指定病院等への配置調整
- ③ 貸与医師配置と自治医科大学卒業医師派遣との調整 等

（配置先決定までの主なスケジュール 案）

	項目	実施主体など
8月頃	貸与医師に対する翌年度の勤務先等に関するヒアリング	県及び地域医療支援機構で実施
9月	指定病院等に対する現況調査（医師充足状況等）	同上
9月	貸与医師に対する意向確認（文書にて）	同上
10月	貸与医師キャリア支援調整会議の開催	県、地域医療支援機構、関係診療科
11月	翌年度の配置医療機関の調整結果（状況）の報告	地域医療支援機構理事会

熊本県医師修学資金貸与医師が勤務する指定病院等（予定）

○指定先医療機関…熊本市以外の公的病院及び医師会立病院、県立病院等

○地域の医師不足の状況や、受け入れる病院等の体制に応じて、また、新たな専門医制度における

専門医研修施設指定の動向も踏まえて、将来的に指定先の見直しも可能とする。

1 公的医療機関等（熊本医療圏を除く）

公的医療機関、独立行政法人地域医療推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び地域の医師会が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本南病院
2		熊本県	病院	こども総合療育センター
3		宇城市	病院	宇城市民病院
4		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
5	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
6		玉名市・玉東町	病院	公立玉名中央病院
7		医師会	病院	玉名地域保健医療センター
8		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
9	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
10	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
11		独立行政法人	病院	国立病院機構・菊池病院
12		独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本再春荘病院
13	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
14		小国町	病院	小国公立病院
15	上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
16	八代圏域	八代市	病院	国民健康保険八代市立病院
17		独立行政法人	病院	熊本労災病院
18		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
19		医師会	病院	八代市医師会立病院
20		医師会	病院	八代郡医師会立病院
21	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
22	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
23		多良木町	病院	球磨郡公立多良木病院
24	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
25		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
26		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
27		天草市	病院	天草市立栖本病院
28		天草市	病院	天草市立牛深市民病院
29		医師会	病院	天草郡市医師会立天草地域医療センター
30		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院
31		医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院

2 特殊要因を踏まえ指定する医療機関

(1) 熊本医療圏内の県立病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター

(2) へき地診療所等（現在常勤医が配置されている診療所に限る）

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
2	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
3	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
4		天草市	診療所	御所浦診療所

○「医師修学資金を貸与する者」
→県内の医師が不足する地域の病院又は診療所における
医師の業務に従事しようとする者
（「熊本県医師修学資金貸与条例 第1条」より）

※公的医療機関とは
都道府県、市町村が開設する病院及び診療所、
一部事務組合等地方公共団体の組合
国民健康保険団体連合会
普通国民健康保険組合
日本赤十字社
社会福祉法人恩賜財団済生会
厚生農業協同組合連合会

指定病院等の区分と配置ローテーションルール【予定】

1 指定病院の区分

第1グループ（基幹型臨床研修病院等）

- ①基幹型臨床研修病院
- ②熊本大学地域医療実践教育拠点
- ③専門医認定施設（認定数5以上の施設）

医療圏	開設者区分	種別	名称
有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
有明圏域	玉名市・玉東町	病院	公立玉名中央病院
鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本再春荘病院
八代圏域	独立行政法人	病院	熊本労災病院
八代圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
天草圏域	医師会	病院	天草郡市医師会立天草地域医療センター
天草圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院

第2グループ（へき地医療拠点病院等の病院）

「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱い」に関する要綱」別表1及び別表2に掲げる病院（へき地医療拠点病院、条件不利地域病院等）
※基幹型臨床研修病院を除く。

医療圏	開設者区分	種別	名称
阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
阿蘇圏域	小国町	病院	小国公立病院
上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
球磨圏域	多良木町	病院	球磨郡公立多良木病院
天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
天草圏域	天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
天草圏域	天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
天草圏域	天草市	病院	天草市立栖本病院

2 配置ローテーションルール

- (1) 第1グループ（基幹型臨床研修病院等）での勤務については、最長2年間までとする。
- (2) 第2グループ（へき地医療拠点病院等の病院）での勤務は最低2年間とする。
- (3) 残る期間については、第3グループ（その他の指定病院等）で勤務することとするが、第2グループでの勤務を妨げない。
- (4) 第3グループのうち診療所で勤務した場合、第2グループで勤務したものと見なす。

第3グループ（その他の指定病院等）

《病院》

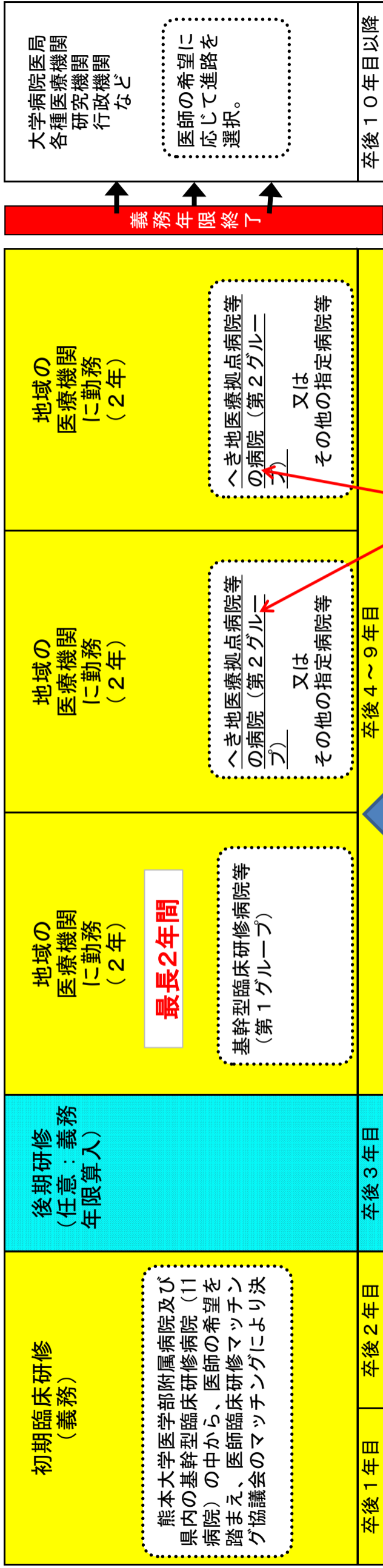
	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本南病院
3	宇城圏域	熊本県	病院	こども総合療育センター
4	宇城圏域	宇城市	病院	宇城市民病院
5	宇城圏域	恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
6	有明圏域	医師会	病院	玉名地域保健医療センター
7	有明圏域	和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
8	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
9	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・菊池病院
10	八代圏域	八代市	病院	国民健康保険八代市立病院
11	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
12	八代圏域	医師会	病院	八代郡医師会立病院
13	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
14	天草圏域	医師会	病院	天草郡市医師会立天草北医師会病院

《診療所》

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
2	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
3	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
4	天草圏域	天草市	診療所	御所浦診療所

熊本県医師修学資金貸与医師のキャリアパス例（パターン1）

■現在の条例では、後期研修は1年（※ここでの後期研修とは、知事が指定する病院以外で行う研修を指します。）



最低2年間

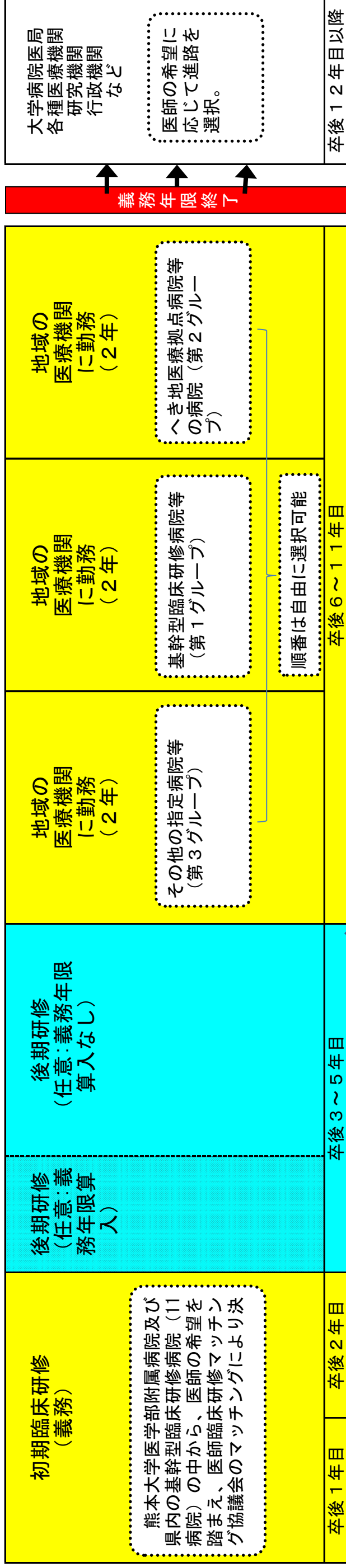
専門医資格取得のための期間
(3年間)

専門医資格取得

9年間

熊本県医師修学資金貸与医師のキャリアパス例（パターン2）

■新たな専門医制度に対応するため、後期研修を3年とする場合（※ここでの後期研修とは、知事が指定する病院以外で行う研修を指します。）



熊本県医師修学資金貸与医師の配置に関する留意点

○返還免除のための義務を履行できるような配慮

- ・派遣先病院が指定病院であること、ローテーションルールに沿ったものであることをお願いします。